

議案第 1 号

令和 3 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 3 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 3 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 3 年度 橋本市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度橋本市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127,946 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,411,369 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金		2 県 補 助 金	
19 繰 入 金		2 基 金 繰 入 金	
21 諸 収 入		5 雑 入	
22 市 債		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,152,563	21,784	4,174,347
2,573,200	13,526	2,586,726
1,557,477	8,258	1,565,735
2,008,490	5,210	2,013,700
577,028	5,210	582,238
1,762,272	49,066	1,811,338
1,762,269	49,066	1,811,335
472,908	37,086	509,994
409,112	37,086	446,198
1,861,200	14,800	1,876,000
1,861,200	14,800	1,876,000
27,283,423	127,946	27,411,369

歳 出

款	項
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
	3 徴 税 費
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費
	3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
7 商 工 費	1 商 工 費
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費
	3 河 川 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	1 消 防 費
10 教 育 費	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 幼 稚 園 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,383,020	75,587	2,458,607
1,826,147	70,803	1,896,950
246,067	4,644	250,711
130,804	140	130,944
10,749,290	5,946	10,755,236
4,281,590	4,938	4,286,528
819,253	1,008	820,261
3,150,388	13,526	3,163,914
1,035,930	13,526	1,049,456
759,978	5,637	765,615
718,534	5,637	724,171
740,801	5,795	746,596
740,801	5,795	746,596
1,868,165	18,097	1,886,262
13,010	1,315	14,325
3,837	9,298	13,135
279,544	7,484	287,028
1,032,556	△1,559	1,030,997
1,032,556	△1,559	1,030,997
2,461,768	4,917	2,466,685
243,243	308	243,551
142,658	2,228	144,886
133,680	2,381	136,061
27,283,423	127,946	27,411,369

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
消防団納庫整備等工事設計監理委託	令和4年度	1,511千円
公民館・郷土資料館建設工事設計監理委託	令和4年度～令和6年度	70,380千円

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業	千円 9,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業	千円 32,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
防災対策事業	36,500			
緊急防災・減災事業	146,700			
公共施設等適正管理推進事業	356,600			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 35,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
33,900			
145,100			
363,300			